

エコアクション21ガイドライン

追補版

～エコアクション21アドバンスト～

2025 年 10 月

環境省

目次

1. エコアクション2.1アドバンストの新設について	1
2. エコアクション2.1アドバンストの要求事項.....	3
要求事項1' 取組の対象組織・活動の明確化	3
要求事項4' 環境への負荷と環境への取組状況の把握および評価	4
要求事項6' 環境経営目標および環境経営計画の策定	6
要求事項9' 環境経営レポートの作成および公表と活用	7
別表 温室効果ガス排出量（Scope1、Scope2）の自己集計表	9

1. エコアクション21アドバンストの新設について

近年、大企業を中心に SBT への取組や気候変動関連を中心としたサステナビリティ情報開示等の必要性が高まっており、バリューチェーン全体の取組が強化される中で、中小事業者においても GHG プロトコルに基づく温室効果ガス排出量の算定や開示の必要性が増しています。こうした状況への対応を進めたい中小事業者のニーズに応えるべく、今般、GHG プロトコルにも対応した現行のエコアクション21の追補版としての「エコアクション21アドバンスト」を新設しました。

エコアクション21アドバンストでは自社の温室効果ガス排出量について、GHG プロトコルに基づいた算定・開示を求めています。現行の「エコアクション21ガイドライン2017年版」（以下「現行のガイドライン」という。）に定める要求事項に加え、本追補版において GHG プロトコルに準拠する要求事項を定めました。エコアクション21アドバンストの認証・登録を希望される方は、本追補版とともに現行のガイドラインを参照してください。

エコアクション21アドバンストでは、現行のガイドラインの第1章5. で紹介しているエコアクション21が有する3つの特徴（①～③）に加え、以下のような特徴（④・⑤）を有しています。

〔特徴④〕 GHG プロトコルに基づく算定によるバリューチェーンにおける連携促進

エコアクション21アドバンストの特徴は、GHG プロトコルに基づく温室効果ガス排出量の算定や開示が求められている点にあります。大企業がバリューチェーン排出量（Scope3）を把握する際、中小事業者に対して GHG プロトコルに基づいて温室効果ガス排出量（Scope1, Scope2）の報告を要請する動きもみられるようになってきていることから、中小事業者としてはエコアクション21アドバンストに取り組むことによって大企業をはじめバリューチェーン内企業とのデータ共有や排出削減に向けた共同取組等の連携が容易になります。

〔特徴⑤〕 GHG プロトコルに基づく算定方法を用いる国際イニシアティブへの申請等取組の強化・拡大

エコアクション21アドバンストにおいて、GHG プロトコルに基づく温室効果ガス排出量の算定を実施することにより、GHG プロトコルを用いている中小企業版 SBT への申請や CDP 質問票への回答等といった国際イニシアティブに基づく温室効果ガス排出削減や企業価値向上のための取組強化・拡大が容易になります。

なお、エコアクション21アドバンストの認証・登録の手順は、現行のエコアクション21と同様に行います。また、中央事務局は、現行のエコアクション21と同様にエコアクション21アドバンストの名称及びロゴマーク（図）を運用します。



図 エコアクション21アドバンストのロゴ

今後とも、企業の持続可能性や社会的価値の向上に寄与に向けて、中小事業者の皆さまによる積極的な活用を期待します。

2. エコアクション2.1アドバンストの要求事項

要求事項1' 取組の対象組織・活動の明確化

要求事項1'

- (1) エコアクション2.1アドバンストに取り組む組織は、GHG プロトコルに基づき、出資比率基準または支配力基準のいずれかに従って連結した組織を対象とする。

【解説】

- GHG プロトコルでは、温室効果ガス排出量算定のための組織境界の設定を報告事業者に対して求めています。事業活動においては、自社事業のみならず、完全所有事業、法人や法人格のない共同出資事業、子会社等さまざまな連結される組織構造があります。温室効果ガス排出量の算定および報告においても、連結するための基準を選択し、その選択した基準を一貫して適用することが求められます。
- 温室効果ガス排出量を連結するための基準は、出資比率基準と支配力基準のいずれかを選択する必要があります。
 - 出資比率基準
事業者は、対象の事業からの温室効果ガス排出量を、当該事業に対する出資比率に従って算定します。
 - 支配力基準
事業者は、財務支配力と経営支配力のいずれかの基準を選択したうえで、支配下の事業からの温室効果ガス排出量の100%を算入します。持分(出資比率)を持っているが支配力は持っていない事業の温室効果ガス排出量は算入しません。
 - ◇ 財務支配力基準
事業者がある事業の活動から経済的利益を得る目的で当該事業の財務方針および経営方針を決定する力を持つ場合、事業者はその事業に対して財務支配力を持つといえます。
 - ◇ 経営支配力基準
事業者がまたはその子会社の一つを通じて自らの経営方針をある事業に導入して実施する完全な権限を持っている場合、当該事業者は当該事業に対して経営支配力を持っているといえます。
- GHG プロトコルでは、温室効果ガス排出量の算定対象範囲を国内拠点に限定していません。上述の基準に従って国外の拠点も含めた算定が必要です。
- データの不足や収集コスト、排出量が僅少などの理由により温室効果ガス排出量の算定対象範囲を限定することも可能ですが、その場合は算定対象から除外したガス種、排出源または活動を明確に記述してその理由を示す必要があります。

要求事項 4' 環境への負荷と環境への取組状況の把握および評価

要求事項 4'

- (1) 組織は、GHG プロトコルに基づき、事業活動に伴う Scope1、Scope2 排出量を算定する。算定対象ガスは CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ とし、算定結果を CO₂ 換算値 (tCO₂e) で示し、算定根拠となる活動量データ、排出係数、計算方法を示す。
- (2) 初回登録時には、排出量データが入手可能な基準年を設定し、当該年の年間温室効果ガス排出量を把握する。
- (3) 事業者が重大な構造的変化を受けた場合や算定方法を変更した場合には、基準年の排出量を再計算し、その根拠や背景と合わせて示す。

【解説】

- Scope1 排出量では、自社が所有・管理する発生源からの直接的な温室効果ガスの排出量を算定します。主な対象として以下のものがあります。
 - 燃料の燃焼：ボイラー、炉、車両等における化石燃料の使用
 - 工業プロセス：製造過程における化学反応による排出
 - 冷媒漏れ：空調や冷凍設備からのフロン類の漏出
- バイオマスの燃焼など、生物的に固定化された炭素から直接排出される CO₂ は、Scope1 には含めず、別途で報告しなければなりません。
- Scope2 排出量では、購入した電気、熱、蒸気の使用に伴う間接的な排出量を算定します。主な対象として以下のものがあります。
 - 電力：小売電気事業者や PPA 事業者等から購入した電力量
 - 熱・蒸気：地域熱供給事業者等から購入した温熱量または冷熱量
- Scope2 排出量のうち電力については、購入した電力量に排出係数を乗じて算定しますが、排出係数にはマーケット基準とロケーション基準の 2 種類があり、両方の基準に基づいて算定することが必要です。使用する排出係数は、環境省が温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において公表する最新の電気事業者別排出係数が推奨されます。
 - マーケット基準：契約している電力メニュー（再生可能エネルギー由来の電力等）に応じた排出係数を使用します。再生可能エネルギー由来の電力の購入や証書の使用により、排出量をゼロとすることも可能です。
 - ロケーション基準：事業所が所在する地域の電力グリッド全体の平均排出係数を使用します。
- GHG プロトコルでは、温室効果ガス排出量の算定と報告において 5 つの基本原則を以下のように定めており、これらに則った算定を行う必要があります。
 - 目的適合性 (Relevance)：温室効果ガスインベントリが事業者の温室効果ガス排出量を適切に反映し、かつ事業者内外の排出量情報利用者の意思決定ニーズに役立つようにすること。
 - 完全性 (Completeness)：選定したインベントリ境界の範囲内に含まれるすべての温室効果ガス排出源と活動からの排出量を算入して報告すること。除外した排出源や活動があれば、開示してその理由を示すこと。
 - 一貫性 (Consistency)：温室効果ガス排出量の意味ある経時比較を可能にするために一貫した方法を用いること。時間の経過において、データ、インベントリ境界、手法またはその他の関連要素に変更があった場合は、それに

について明確に言及すること。

- 透明性 (Transparency) : すべての関連事項について監査証跡を明確に残せるよう、客観的かつ首尾一貫した形で開示すること。用いた仮定を開示し、使用した算定・計算手法や情報源の出典を明らかにすること。
- 正確性 (Accuracy) : 温室効果ガス排出量の算定結果が、推定できる限りの実際の排出量を過大または過少に評価することのないように体系的になされ、また、それに伴う不確実性を可能な限り最小化するよう努めること。情報利用者が報告された情報をもとに意思決定を行うのに合理的に十分な正確性を保証すること。
- GHG プロトコルでは、継続的に排出量を比較するために、基準年を設定する必要があります。この基準年は、検証可能な排出データが入手可能な年を設定しなければならず、単年または連続した複数年の平均排出量を基準に用いることも可能です。
- 事業者が買収、事業からの撤退、合併等の重大な構造的変化を受けた場合や使用している算定方法を変更した場合は、基準年の排出量を再計算しなければなりません。その際、再計算の根拠や背景を説明する必要があります。
- データの不足や収集コスト、排出量が僅少などの理由により温室効果ガス排出量の算定対象範囲を限定することも可能ですが、その場合は算定対象から除外したガス種、排出源または活動を明確に記述してその理由を示す必要があります。(再掲)

要求事項 6' 環境経営目標および環境経営計画の策定

要求事項 6'

- (1) 環境経営目標および環境経営計画には、温室効果ガス排出量の削減に関する項目を含める。
- (2) 環境経営目標の策定において、温室効果ガス排出量については、検証可能な排出データが入手可能な年を基準年として選択し、かつ当該基準年を選択した理由を説明する。

【解説】

- GHG プロトコルでは、継続的に排出量を比較するために、基準年を設定する必要があります。この基準年は、検証可能な排出データが入手可能な年を設定しなければならず、単年または連続した複数年の平均排出量を基準に用いることも可能です。
- 事業者が買収、事業からの撤退、合併等の重大な構造的変化を受けた場合や使用している算定方法を変更した場合は、基準年の排出量を再計算しなければなりません。その際、再計算の根拠や背景を説明する必要があります。
- GHG プロトコルでは、「自社が選択した温室効果ガスインベントリの境界内での、物理的なインベントリの排出量を、自社が実行している温室効果ガス取引とは別に独立した形で報告することが重要である。温室効果ガス取引は、温室効果ガス排出量の公表において任意の情報として報告すべきである」としており、自社の温室効果ガス排出量の算定においてカーボン・クレジットの売買分を含めることはできません。
- 自社の製品・サービスが他者の排出量削減をもたらすことを定量化した削減貢献量についても、自社の温室効果ガス排出量の算定に含めることはできません。
- ただし、再生可能エネルギー証書については、Scope2 排出量の算定において再生可能エネルギー証書が償却または譲渡された分を含めることが可能です。
- データの不足や収集コスト、排出量が僅少などの理由により温室効果ガス排出量の算定対象範囲を限定することも可能ですが、その場合は算定対象から除外したガス種、排出源または活動を明確に記述してその理由を示す必要があります。（再掲）

要求事項 9' 環境経営レポートの作成および公表と活用

要求事項 9'

- (1) 定期的に（原則毎年度）作成し公表する環境経営レポートにおいて、GHG プロトコルに基づく温室効果ガス排出報告を記載する。

【解説】

- GHG プロトコルでは、公表用の温室効果ガス排出報告に下記の情報を含める必要があります。
- 事業者とインベントリの境界についての記述
 - ✧ 選択した連結方式を含めて、選択した組織境界の概略
 - ✧ 選択した活動境界の概略
 - ✧ 報告の対象期間
 - 排出量に関する情報
 - ✧ Scope1 と Scope2 の合計排出量（温室効果ガス取引量を含まないもの）
 - ✧ Scope1 と Scope2 の個別の排出データ（温室効果ガスの全種類についてメートルトンと CO₂ 換算値（tCO₂e）で表したもの）
 - ✧ 基準年として選択した年度と経時的な排出実績内容（基準年排出量の再計算のために選択した方針と合致し、その方針を明確に反映しているもの）
 - ✧ 排出量に大きな変化を生じさせるもととなり、基準年排出量の再計算のきっかけとなった事象（買収や売却、アウトソーシング、報告境界もしくは算定手法の変更等）の内容
 - ✧ 生物的に固定化された炭素から直接排出される CO₂（バイオマス／生物燃料の燃焼から出る CO₂ 等）についての排出データ（Scope1 及び Scope2 の排出とは別に報告する）
 - ✧ 排出量の算定もしくは計測に用いられた手法（使用した算定ツールがあれば、その出典又はリンクを示す）
 - ✧ 算定から除外した排出源、施設、及び／又は活動
 - 温室効果ガス排出報告には、該当するものがあれば、下記の情報についても含めることが推奨されます。
 - 排出と実績に関する情報
 - ✧ 事業単位／施設、国、排出源の種類（固定燃焼、プロセス、漏洩等）等の別にさらに細分化された排出データ
 - ✧ 別の組織に販売もしくは移転した電力、熱、蒸気の自家生産による排出
 - ✧ エンドユーザー以外への販売用に購入した電力、熱、蒸気の生産による排出
 - ✧ 要求事項 4' に定める算定対象ガス以外で、Scope1、Scope2 とは別に報告される温室効果ガス（CFC 類、NO_x など）の排出
 - ✧ 原単位の指標（素材生産単位量あたり、販売金額あたりの排出量等）
 - ✧ 算定された排出データに対する第三者保証の概略や検証報告書の写し
 - ✧ 基準年から報告年までにいたる全年度についての温室効果ガス排出情報（該当する場合には、再計算の詳細と理由を含む）
 - ✧ 基準年排出量の再計算のきっかけにはならなかった排出量の変化について、その原因に関する情報（プロセスの変更、効率改善、プラントの閉鎖等）

- オフセットに関する情報
 - ☆ 購入したカーボン・クレジットについて、認証制度やプロジェクト種別、プロジェクト番号等の情報
 - ☆ 算定対象範囲内の排出源における削減で、カーボン・クレジットとして第三者に販売／移転されたものに関する情報
- 温室効果ガス排出報告にあたっては、省エネ法、温対法、フロン法電子報告システム（EEGS）を用いて報告・公表することが推奨されます。

別表 温室効果ガス排出量（Scope1、Scope2）の自己集計表

- GHG プロトコルに基づく温室効果ガス排出量（Scope1、Scope2）について、本フォーム（Excel ファイル）を基に算定することが可能です。
- 市販されている温室効果ガス算定ツールを用いて算定することも可能です。

■活動の境界等

a) 算定対象期間		
対象期間	●●●●年●月●日 ～ ●●●●年●月●日	(●●●●年●月期)
b) 活動の境界および算定対象範囲		

カテゴリ	活動の種類	活動量	算定対象範囲	該当の有無	算定方法	排出原単位データベースの名称など
Scope1	事業所内から発生する温室効果ガスの直接排出	燃料の燃焼に伴う排出 燃料使用量	本社 子会社●社	○	CO2排出量 = Σ ((自社が購入した燃料の物量データ) × (排出原単位))	算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧
Scope2	他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出	電気の使用に伴う排出 電気使用量	本社 子会社●社	○	CO2排出量 = Σ ((自社が購入した電気の物量データ) × (排出原単位))	電気事業者別排出係数一覧 電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) → R●年度実績 → R●●●● 環境省・経済産業省公表

■Scope1,2集計用シート

※本表では、企業が事業活動を行う上で主に使用されるエネルギーを一覧化しております。ご収集に際してご参照として、またご集計時資料としてもご利用ください。
※毎年算定における各エネルギー使用量も、継続的に入力してください。
電力については、供給元の電力会社における電力メーターごとの排出係数（カーボット集計）を用いて算定できるようにしています。

拠点名	燃料														熱					電気				備考
	重油 (JIS規格品) (単位: t)	軽油 (JIS規格品) (単位: t)	灯油 (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	LPガス (単位: t)	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

■GHG排出量データ

項目	内訳	単位	20●●年●月期 (20●●年●月●日～20●●年●月●●日)	20●●年●月期 (20●●年●月●日～20●●年●月●●日)	20●●年●月期 (20●●年●月●日～20●●年●月●●日)
エネルギー消費量	非再生可能エネルギー消費量	GJ			
	A重油	kl			
	灯油	kl			
	軽油	kl			
	ガソリン	kl			
	都市ガス	千m ³			
	電気	MWh			
	熱	MWh			
	冷却	MWh			
	蒸気	MWh			
	再生可能エネルギー消費量	GJ			
	電気	MWh			
	熱	MWh			
	冷却	MWh			
	蒸気	MWh			
	エネルギー総消費量	GJ			
GHG排出量	エネルギー消費量原単位（営業利益あたり）	[GJ/百万円]			
	再生可能エネルギー由来電力調達割合	%			
	エネルギー総消費量（原油換算）	kl			
	Scope1	[t-CO2eq]			
	CO2	[t-CO2eq]			
	CH4	[t-CO2eq]			
GHG排出量	N2O	[t-CO2eq]			
	HFCs	[t-CO2eq]			
	PFCS	[t-CO2eq]			
	SF6	[t-CO2eq]			
	Scope2 ロケーション基準	[t-CO2eq]			
	Scope2 マーケット基準	[t-CO2eq]			
	Scope1+2 ロケーション基準	[t-CO2eq]			
	Scope1+2 マーケット基準	[t-CO2eq]			
	Scope1+2 ロケーション基準 排出量原単位（営業利益あたり）	[t-CO2eq/百万円]			
	Scope1+2 マーケット基準 排出量原単位（営業利益あたり）	[t-CO2eq/百万円]			
	Scope1+2 ロケーション基準 排出量原単位削減率（前年率比）	%			
	Scope1+2 マーケット基準 排出量原単位削減率（前年率比）	%			
	Scope1+2 ロケーション基準 排出量原単位削減率（前年率比）	%			
	Scope1+2 マーケット基準 排出量原単位削減率（前年率比）	%			

注）
 算定方法は経済産業省・環境省指定の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン(ver.2.4)」に基づいて実施し、
 Scope1については、【基対法算定・報告・公表制度における排出係数】を用いて算定
 Scope2のロケーション基準については、【令和●年度出用 電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)】より全国平均係数を用いて算定
 Scope2のマーケット基準については、【令和●年度出用 電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)】より調整後排出係数を用いて算定

環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2